

栃木県警察公安捜査隊の設置及び運用に関する規程を廃止する訓令

(平成三十年三月三十日)
(栃木県警察本部訓令乙第八号)

～原文は縦書き～

栃木県警察公安捜査隊の設置及び運用に関する規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

栃木県警察本部長 坂口 拓也

栃木県警察公安捜査隊の設置及び運用に関する規程を廃止する訓令

栃木県警察公安捜査隊の設置及び運用に関する規程（平成十二年栃木県警察本部訓令乙第三十二号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。